

創意工夫で経営を発展させたい方へ －農業経営改善関係資金のご案内－

分かりやすく使いやすい制度資金

「新たに農業経営を開始したい、設備投資をしてコスト削減を実現したい、経営規模を拡大したい、新規作物を導入して収益アップを図りたいなど、いろいろな創意工夫で経営を発展させたい、もう少し資金があれば実現できるのに」など、こうした地域農業の担い手の皆様のご要望に応えるための「分かりやすく使いやすい制度資金」をご案内いたします。

- どの資金でもよいから、有利な資金を利用したいという方は、日頃取引のある民間金融機関（農協、銀行、信金等）か、日本政策金融公庫に關係書類をご提出いただければ、關係融資機関が相互に連絡をとりあって融資審査をさせていただき、適切な資金をご融資いたします。
- 特定の資金のご利用を希望される方は、その意思を尊重いたしますので、希望される融資機関にお申し出ください。

● 資金の内容（各資金をセットで借りられる場合もあります。）

A 農業近代化資金 民間金融機関が融資する最も一般的な長期資金（機械・施設の整備資金、長期運転資金）です。

貸付対象者 … 認定農業者^(注1)、認定新規就農者^(注2)、主業農業者^(注3)等

融資限度額 … 個人1千8百万円（法人・団体2億円）

融 資 率 … 原則80% 認定農業者、集落営農組織100%^(注4)

償 還 期 限 … 資金使途に応じ7～20年以内（うち据置期間2～7年以内）

金 利 … 借入時の金利は金融情勢により変動します。
最新の金利は融資機関にご照会ください。

※ 認定農業者が借り受ける農業近代化資金については、別途金利負担軽減措置が受けられます。

(注1) 農業経営基盤強化促進法に規定する農業経営改善計画を作成して市町村長の認定を受けた方。以下同じ。

(注2) 農業経営基盤強化促進法に規定する青年等就農計画を作成して市町村長の認定を受けた方。以下同じ。

(注3) 農業所得が総所得（法人にあっては総売上高）の過半を占めていること又は農業粗収益が200万円以上（法人にあっては1,000万円以上）等の要件を満たす方。以下同じ。

(注4) 貸付額が個人1,800万円、法人・集落営農組織3,600万円に達するまで

B 日本政策金融公庫資金 民間金融機関では十分な対応ができない場合^(注)に、日本政策金融公庫等が融資する長期資金（農地取得資金、機械・施設の整備資金、長期運転資金）です。

(注) 償還期間が長い、資金規模が大きい、資金使途に農地取得を含んでいるなどの場合

① 農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）

貸付対象者 … 認定農業者

融資限度額 … 個人3億円（複数部門経営等は6億円）
法人10億円（常時従事者数に応じ20億円）

融 資 率 … 100%

償 還 期 限 … 25年以内（うち据置期間10年以内）

金 利 … 借入時の金利は金融情勢により変動します。
最新の金利は融資機関にご照会ください。

※ 「人・農地プラン」の中心経営体等として位置付けられた認定農業者が借り入れるスーパーL資金（負債整理等長期資金は除く）については、貸付当初5年間無利子で融資を受けることができます。

※ 農業経営改善計画の目標水準に達している等、一定の要件を満たす者が借り受けるスーパーL資金については、個人2千万円、法人4千万円～1億円を限度額として、無担保・無保証人で融資が受けられる円滑化貸付制度があります。

② 経営体育成強化資金

貸付対象者 … 主業農業者、認定新規就農者等

融資限度額 … 個人1億5千万円（法人5億円）

融 資 率 … 80%

償 還 期 限 … 25年以内（うち据置期間3年以内。果樹の植栽・育成資金は10年以内）

金 利 … 借入時の金利は金融情勢により変動します。
最新の金利は融資機関にご照会ください。

③ 農業改良資金

農業経営における生産・加工・販売の新部門の開始や、品質・収量の向上、コスト・労働力の削減のための新たな取組みに必要な長期資金（機械・施設の整備資金、長期運転資金）を無利子で融資する資金です。

貸付対象者 … 個別の法律^(注)に基づく事業計画の認定を受け、かつ、都道府県知事から貸付資格（農業改良措置）の認定を受けた者

融資限度額 … 個人5千万円（法人・団体1億5千万円）

融 資 率 … 100%

償 還 期 限 … 12年以内（うち据置期間3～5年以内）

金 利 … 無利子

(注) ①持続農業法、②米穀新用途利用促進法、③6次産業化・地産地消法、④農商工等連携促進法、⑤農林漁業バイオ燃料法をいいます。

④ 青年等就農資金

新たに農業経営を開始しようとする青年等に対し、農業経営を開始するために必要な長期資金（機械・施設の整備資金、長期運転資金）を無利子で融資する資金です。

貸付対象者 … 認定新規就農者

融資限度額 … 3千7百万円

融 資 率 … 100%

償 還 期 限 … 12年以内（うち据置期間5年以内）

金 利 … 無利子

※ このほか、認定新規就農者は、農地取得の場合、経営体育成強化資金の特例措置（据置期間3年→5年）を受けることができます。

※ 融資対象物件以外の担保及び第三者保証人は不要です。

※ このほか、認定農業者の方は、資金繰りの短期運転資金として、民間金融機関が融資するスーパーS資金のご利用も可能です。

● 融資審査の考え方

- 1 地域農業の担い手として、農業経営を発展させていこうとする方にご融資いたします。
- 2 このため、
 - これまでの経営状況はどうなっているのか
 - 経営改善のための計画は適切であり、実行可能か
 - 経営改善のための計画が実行された場合に、融資の返済は可能か
 等を審査いたしますので借入申込希望書と一緒に経営改善資金計画書をご提出していただきます。
- 3 経営改善資金計画は、農業経営者として自らの経営状況を正確に把握し計画的に改善していただくため、ご自分で作成することが原則ですが、必要があれば、普及指導センター、市町村、都道府県担い手育成総合支援協議会等がお手伝いいたします。
- 4 審査の結果、経営改善資金計画の達成や融資返済の可能性に疑問があるとされた場合は、経営能力等の向上に努めていただき、1年後に再度判断すること等^(注)としています。
 (注) 借入希望者が認定新規就農者の場合は、普及指導センター等の指導を受けて経営改善資金計画の見直しを行っていたり、見直し後の計画のご提出があれば、速やかに再度判断することとしています。

具体的な着眼点等

融資審査の視点

これまでの経営状況は
どうなっているのか

● 経営者の能力

技術レベル
経営マインド
生産物の単収・品質
生産コスト
資産等

ほどの程度か

- 経営力を背景とした収支実績、財務内容、資金繰りはどうか
- 経営上の課題は何か

経営改善のための計画は
適切であり、実行可能か

● 経営者の能力

現在の
技術レベル
経営マインド等

からみて達成できるか^(注)

- 計画の内容が過大投資になっていないか

計画が実行された場合に
収益はどうか
融資返済は可能か

- 収益予測の算出基礎となっている単収、単価等は無理のないものか
- 償還見通しはあるか
- 当該作物の需給・価格動向がある程度変動しても償還可能となるよう余裕をもったものとなっているか

● 債権保全の考え方

- 1 物的担保又は農業信用基金協会の保証を基本とします。経営者以外の第三者の個人連帯保証については、徴求しないことを原則とします。
- 2 担保物件の評価は、近隣の類似物件の売買価格等を勘案して、適切に行います。
- 3 融資審査をクリアされた方については、次の額（ただし、農業近代化資金及び農業改良資金は①又は③の額、青年等就農資金は②の額）まで、原則として、融資対象物件以外の担保や第三者の個人連帯保証の提供がなくても、農業信用基金協会の保証を受けられます。
 - ① 認定農業者 1千8百万円（法人3千6百万円）
 - ② 認定新規就農者 3千7百万円
 - ③ 認定農業者以外の者 1千5百万円（法人3千万円）
- 4 以上の債権保全措置で融資額全額をカバーできない場合でも、経営能力等からみて経営改善資金計画の達成・融資返済が**确实**と考えられる時は、ご融資いたします。

● 審査に要する期間

申込みから原則 **1か月半** で、ご融資できるかどうか判断いたします。
特別の事情により遅れる場合には、その時点で状況をご説明いたします。

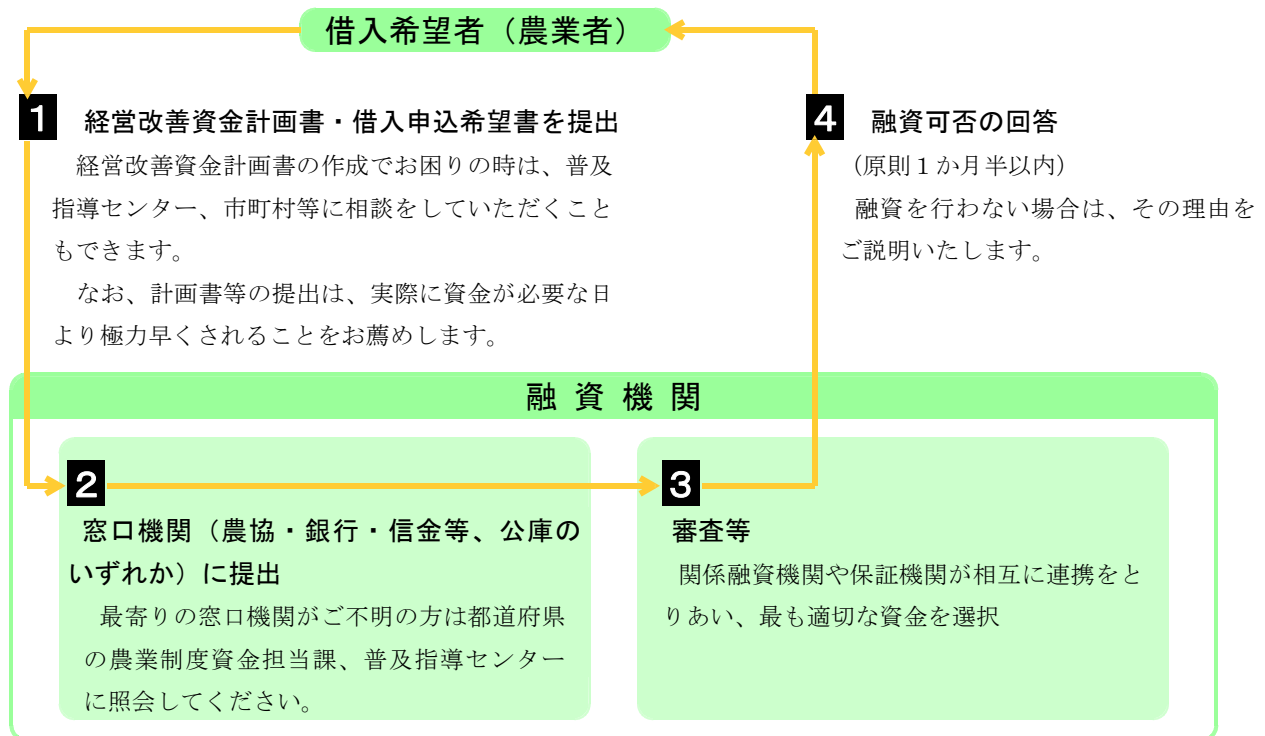
※ スーパーL資金（負債整理等長期資金を除く）及び認定農業者並びに一定の要件を満たす集落営農組織が借り受ける農業近代化資金については、5百万円を限度額として、申込日から最速1週間で無担保・無保証人で融資の可否を判断するクイック融資制度があります（スコアリング手法により経営実績が一定格付以上と判断された者が貸付対象です。）。

● ご融資後のフォロー

経営改善資金計画の実行が確実に進むよう、必要に応じ、融資機関が中心となって、関係機関とも連絡・協調してお手伝いいたします。

このため、原則として **毎年、経営状況を融資機関に報告** していただきます。

● 各種経営改善資金の借入手続



※ 窓口機関が経営改善資金計画書等を不受理とする場合は、その理由をご説明いたします。

● ご相談先

農協・信農連・日本政策金融公庫等の融資機関、普及指導センター、青年農業者等育成センター、市町村及び担い手育成総合支援協議会で農業経営改善関係資金に関するご相談に応じます。

なお、経営改善資金計画書が窓口機関に受理されない場合にも、ご相談いただけます。

ご相談窓口

以上の資金につきまして、ご質問等がありましたら、下記にご連絡ください。

農林水産省 経営局 金融調整課 政策金融グループ
Tel 03-3502-8111 代表（内線5243）

資金に関するお問い合わせは

最寄りの農業協同組合・市町村農政担当課 又は次のところへ

京都府農業改良普及センター

京都乙訓農業改良普及センター	075-315-2906
山城北	0774-62-8686
山城南	0774-72-0237
南丹	0771-62-0665
中丹東	0773-42-2255
中丹西	0773-22-4901
丹後	0772-62-4308

京都府農林水産部（本庁）

経営支援・担い手育成課	
（資金）新規就業・人材育成係	075-414-4942
（補助金）地域営農推進係	075-414-4908

京都府広域振興局

山城広域振興局農林商工部	農商工連携・推進課	0774-21-3211
南丹広域振興局農林商工部	農商工連携・推進課	0771-22-0133
中丹広域振興局農林商工部	農商工連携・推進課	0773-62-2593
丹後広域振興局農林商工部	農商工連携・推進課	0772-62-4305

その他

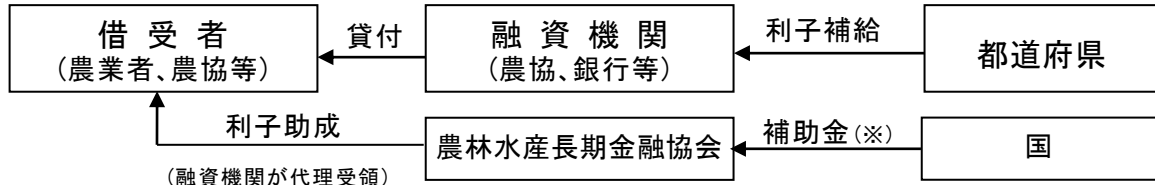
京都府信用農業協同組合連合会	075-681-2415
日本政策金融公庫 京都支店	
農林水産事業	075-221-2147 (代)
農業食品課	075-221-3791 (直通)
京都府農業信用基金協会	075-661-1332

農業近代化資金の概要

【農業経営の改善に必要な長期かつ低利な資金の借入れ】

意欲と能力を持つ農業を営む者等に対して、経営改善に必要な施設資金等を都道府県等が融資機関に利子補給措置を講ずることにより長期かつ低利で融資します。

(仕組み：農業近代化資金融通法(昭和36年法律第202号)に基づき昭和36年に創設)



(※) 認定農業者に対する特例措置のための補助金です。

1. 借入対象者

- ① 農業を営む者(認定農業者(※1)、認定新規就農者(※2)、主業農業者(※3)、目標地図に位置付けられた者(※4)、地域における継続的な農地利用を図る者(※5)、集落営農組織、農業を営む任意団体など)

※1 農業経営基盤強化促進法に規定する農業経営改善計画を作成し、市町村長等の認定を受けた者。

※2 農業経営基盤強化促進法に規定する青年等就農計画を作成し、市町村長の認定を受けた者。

※3 農業所得が総所得の過半(法人にあっては、農業に係る売上高が総売上高の過半)を占めていること、又は農業粗収益が200万円以上(法人にあっては1,000万円以上)等の者。

※4 農業経営基盤強化促進法に規定する地域計画のうち目標地図に位置付けられた者。

※5 地域における継続的な農地利用を図る者であって、生産の効率化等に取り組むものとして市町村が認める者。

- ② 農協、農協連合会

- ③ ①～②又は地方公共団体が主たる構成員・出資者になっている団体又は基本財産の過半を拠出している法人

2. 借入条件

(1) 資金使途

- ・畜舎、果樹棚、農機具など農産物の生産、流通又は加工に必要な施設の改良、造成、復旧又は取得
- ・果樹その他の永年性植物の植栽又は育成、乳牛その他の家畜の購入又は育成
- ・農地又は牧野の改良、造成又は復旧
- ・長期運転資金
- ・農村環境整備資金 など

- (2) 借入限度額：農業を営む者 個人18百万円(特認2億円)、法人・団体2億円
：農協等 15億円(大臣が承認した場合はその承認額)

- (3) 借入金利：0.80%(令和5年5月18日現在)

- (4) 償還期限：資金使途に応じ7～20年以内(うち据置2～7年以内)

- (5) 融資率：原則80%以内(認定農業者：100%以内)

- (6) その他：認定農業者が借り入れる場合には以下の特例があります。

〈認定農業者に対する特例〉

① 上図の利子助成(最大2%。以下同じ。)により、償還終了時(最長15年間)まで、償還期限に応じて0.35%～0.75%(スーパーL資金の貸付金利と同水準)での融資が受けられます。

② ①とは別に、規模拡大、農産物輸出等の攻めの経営展開に取り組む者であって、目標地図に位置付けられた等の認定農業者は、上図の利子助成により、貸付当初5年間実質無利子、その後償還終了時(最長15年間)まで、償還期限に応じてスーパーL資金の貸付金利と同水準での融資が受けられます(担い手経営発展支援金融対策事業)。

※ ①の限度額：個人18百万円、法人36百万円まで、②の限度額：2億円まで

①及び②ともに、農村給排水施設資金及び特定農家住宅資金は対象外。

3. 取扱融資機関

農協、信用農協連合会、農林中金、銀行、信用金庫、信用組合

4. 利用方法

借入希望者は、最寄りの窓口機関(農協、銀行等)に必要書類(※)を提出

(最寄りの窓口機関がご不明の場合は、都道府県の農業制度資金担当課又は普及指導センターに照会して下さい。)

※ 必要書類については、最寄りの窓口機関にお問い合わせ下さい。

農業改良資金の概要

【チャレンジ性のある取組みを実施するために必要な資金の借入れ】

国又は県から各種計画の認定を受けた農業者等に対して、新作物や新技術の導入、農畜産物の加工の開始など、チャレンジ性のある取組（農業改良措置）を実施するのに必要な無利子資金を日本公庫が融資します。

1. 借入対象者

- ① 農商工等連携促進法の認定を受けた農業者、中小企業者等
 - ② 農林漁業バイオ燃料法の認定を受けた農業者等
 - ③ 米穀新用途利用促進法の認定を受けた農業者、製造事業者等
 - ④ 六次産業化法の認定を受けた農業者等、促進事業者（中小企業者に限る。）
 - ⑤ みどりの食料システム法の認定を受けた農業者等
- ※ 旧持続農業法の認定を受けた農業者等（経過措置により、なおその効力を有するものに限る。）
※ 上記の法律に基づく事業計画の認定のほか、農業改良措置に関する計画を作成し、都道府県知事による貸付資格の認定を受ける必要があります（農業改良資金融通法第6条）。ただし、⑤のみ都道府県知事による貸付資格の認定を一体的に行えます。

2. 借入条件

（1）資金の用途

農業改良措置を実施するために必要な資金

- ・農地等の改良等
- ・農業経営用施設・機械等の改良、造成、取得
- ・農産物の加工処理・流通販売施設・観光農業施設等の改良、造成、取得
- ・借地権、機械等の利用権その他の無形固定資産の取得等
- ・家畜・果樹等の導入、農地賃借料の支払いその他農業経営の改善を図るのに必要な長期資金

- （2）借入限度額：個人 5,000万円
：法人・団体 1億5,000万円

（3）借入金利：無利子

（4）償還期限：12年以内（うち据置期間3～5年以内）

3. 取扱融資機関

（株）日本政策金融公庫（沖縄県にあっては、沖縄振興開発金融公庫）

4. 利用方法

借入希望者は、最寄りの窓口機関（公庫・農協・銀行等）又は都道府県に必要書類（※）を提出

※ 最寄りの窓口機関がご不明の場合は、都道府県の農業制度資金担当課又は普及指導センターに照会して下さい。

※ 必要書類については、最寄りの窓口機関等にお問い合わせ下さい。

5. 問い合わせ先

- （株）日本政策金融公庫の各支店（本店フリーコール TEL:0120-154-505）
- 沖縄振興開発金融公庫（TEL:098-941-1840）
- 最寄りの農協、信用農協連合会、各市町村、普及指導センターなど

農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）の概要

【農業経営の改善に必要な長期かつ低利な資金の借入れ】

認定農業者に対して、農業経営改善計画に即して規模拡大その他の経営改善を図るのに必要な長期低利資金を日本公庫等が融資します。

1. 借入対象者

認定農業者（※）

※ 認定農業者とは、農業経営基盤強化促進法に規定する農業経営改善計画を作成して市町村長等の認定を受けた者をいいます。

2. 借入条件

（1）資金の用途

農業経営改善計画の達成に必要な長期資金全般

- ・農地等の取得
- ・農地等の改良等
- ・農業経営用施設・機械等の改良、造成、取得
- ・農産物の加工処理・流通販売施設・観光農業施設等の改良、造成、取得
- ・借地権、機械等の利用権その他の無形固定資産の取得等
- ・家畜・果樹等の導入、農地賃借料の支払いその他農業経営の改善を図るのに必要な長期資金
- ・農業経営の改善の前提としての経営の安定に必要な長期資金

（2）借入限度額：個人 3億円（複数部門経営等は6億円）
法人 10億円（民間金融機関との協調融資の状況に応じ30億円）

（3）借入金利：0.35%～0.80%（令和5年5月18日現在）

（4）償還期限：25年以内（うち据置期間10年以内）

（5）その他

農業経営基盤強化促進法に規定する地域計画のうち目標地図に位置付けられた等の認定農業者であって、新たに攻めの経営展開を行う計画を策定した者が借り入れる本資金（負債整理等長期資金は除く。）については、（公財）農林水産長期金融協会からの利子助成（最大2%）により、貸付当初5年間実質無利子での融資（最大20億円）を受けることができます。

3. 取扱融資機関

（株）日本政策金融公庫（沖縄県にあっては、沖縄振興開発金融公庫）

4. 問い合わせ先

□（株）日本政策金融公庫の各支店（本店フリーコール TEL:0120-154-505）

□沖縄振興開発金融公庫（TEL:098-941-1840）

□最寄りの農協、信用農協連合会、各市町村、普及指導センターなど

経営体育成強化資金の概要

【前向き投資と償還負担の軽減に必要な長期かつ低利な資金の借入れ】

意欲と能力をもって農業を営む者に対し、経営展開に必要な前向き投資のための資金と営農負債の償還負担を軽減するための資金を長期低利で日本公庫等が融資します。

1 借入対象者

農業を営む者(主業農業者(※1)、認定新規就農者(※2)、目標地図に位置付けられた者(※3)、地域における継続的な農地利用を図る者(※4)、集落営農組織など)

- (※1) 農業所得が総所得の過半(法人にあっては、農業に係る売上高が総売上高の過半)を占めていること、又は農業粗収益が200万円以上(法人にあっては1,000万円以上)等の者をいう。
- (※2) 農業経営基盤強化促進法に規定する青年等就農計画を作成して市町村長の認定を受けた者をいう。
- (※3) 農業経営基盤強化促進法に規定する地域計画のうち目標地図に位置付けられた者をいう。
- (※4) 地域における継続的な農地利用を図る者であって、生産の効率化等に取り組むものとして市町村が認める者をいう。

2 借入条件

(1) 資金使途

①前向き投資資金

- ・農地等の取得・改良・造成
- ・農地等の賃借権及び権利金等
- ・農機具、運搬用機具その他の施設の賃借権の取得(※1)
- ・果樹、オリーブ、茶、多年生草本、桑又は花木の新植、改植又は育成
- ・家畜の購入又は育成
- ・農産物の生産、流通、加工又は販売に必要な施設の改良、造成又は取得
- ・農業費その他の長期運転資金(※2)
- ・集落営農組織が法人化するとき、当該法人の構成員として法人に参加するために必要な資金

(注) ※1のうちその他の施設の賃借権の取得については集落営農組織に限る。

※2については、地域における継続的な農地利用を図る者、集落営農組織などに限る。

②償還負担軽減資金

- ・制度資金以外の負債の整理(再建整備資金)
- ・既往借入制度資金等に係る負債の支払いの負担軽減(償還円滑化資金)

③民事再生法等により事業の再生を行うのに必要な資金(事業再生支援資金)

- ・農業費その他の長期運転資金

(2) 借入限度額・償還期限・借入金利(借入金利は令和5年5月18日現在)

資金名	[借入限度額] 個人1.5億円、法人5億円の範囲内で① ~③の合計額	償還期限	借入金利
①前向き投資資金	負担額の80%	25年以内 (うち据置3~10年以内)	0.80%
②償還負担軽減資金			
再建整備資金	個人1,000万円~2,500万円 法人4,000万円		
償還円滑化資金	経営改善計画期間中の5年間(特認の場合10年間)において支払われる既往借入金等負債の各年の支払金の合計額		
③事業再生支援資金	負担額の100%		

3 取扱融資機関

(株)日本政策金融公庫(沖縄県にあっては、沖縄振興開発金融公庫)

4 問い合わせ先

- (株)日本政策金融公庫の各支店(本店フリーコール TEL:0120-154-505)
- 沖縄振興開発金融公庫(TEL:098-941-1840)
- 最寄りの農協、信用農協連合会、各市町村、普及指導センター など

農林漁業セーフティネット資金の概要

【一時的な影響に対し、緊急的に対応するために必要な長期資金の借入れ】

自然災害や、社会的・経済的環境変化等により、農林漁業経営の維持安定が困難な農林漁業者を対象に、一時的な影響に対し、緊急的に対応するために必要な長期資金を日本政策金融公庫等が融資します。

1. 借入対象者

- ① 認定農業者(※1)
- ② 主業農林漁業者（農林漁業所得が総所得の過半（法人にあっては総売上高の過半）を占めるもの又は粗収益が 200 万円以上（法人にあっては 1,000 万円以上）であるもの）
- ③ 認定新規就農者(※2)
- ④ 目標地図に位置付けられた者（※3）
- ⑤ 地域における継続的な農地利用を図る者（※4）
- ⑥ 集落営農組織
 - (※1) 農業経営基盤強化促進法に規定する農業経営改善計画を作成して市町村長等の認定を受けた者をいう。
 - (※2) 農業経営基盤強化促進法に規定する青年等就農計画を作成して市町村長の認定を受けた者をいう。
 - (※3) 農業経営基盤強化促進法に規定する地域計画のうち目標地図に位置付けられた者をいう。
 - (※4) 地域における継続的な農地利用を図る者であって、生産の効率化等に取り組むものとして市町村が認めた者をいう。

2. 借入条件

(1) 資金の用途

- ① 災害(台風、冷害、干ばつ、地震等の自然災害)により被害を受けた農林漁業経営の再建に必要な資金
- ② 法令に基づく行政処分(豚熱、鳥インフルエンザ等による殺処分、移動制限等)により経済的損失を受けた農林漁業経営の維持安定に必要な資金
- ③ 社会的・経済的環境の変化等(新型コロナウイルス、農林水産物の不作等)により経営状況等が悪化している場合(※)に農林漁業者の経営の維持安定に必要な資金
 - (※) 売上の減少(前期比 10%以上)、所得率が前期に比べ悪化、農林水産物価格の低下又は資材等(原油、飼料等)の価格高騰、取引先の破綻による売掛金の回収不能など

- #### (2) 借入限度額
- ① 簿記記帳を行っている場合：年間経営費の 6/12 又は粗収益の 6/12 に相当する額のいずれか低い額
 - ② ①以外の場合：600 万円

(3) 借入金利：0.35%～0.75%（令和5年5月18日現在）

(4) 償還期限：15年以内(うち据置期間3年以内)

3. 取扱融資機関

(株)日本政策金融公庫(沖縄県にあっては、沖縄振興開発金融公庫)

4. 利用方法

借入希望者は、最寄りの窓口機関(公庫・農協・銀行等)に必要書類(※)を提出

※ 必要書類については、最寄りの窓口機関にお問い合わせ下さい(災害による被害についての市町村長の証明書等の添付が必要となります)。

5. 問い合わせ先

- (株)日本政策金融公庫の各支店(本店フリーコール TEL:0120-154-505)
- 沖縄振興開発金融公庫(TEL:098-941-1840)
- 最寄りの農協、信用農協連合会、各市町村、普及指導センターなど

農業経営改善促進資金（スーパーS資金）の概要

【農業経営の改善に必要な短期運転資金の借入れ】

認定農業者に対して、計画に即して規模拡大その他の経営改善を図るのに必要な低利運転資金を、農協系統等の民間金融機関を活用し、借りやすく返しやすい方式で融通します。

1. 借入対象者

認定農業者（※）

※ 認定農業者とは、農業経営基盤強化促進法に規定する農業経営改善計画を作成して市町村長等の認定を受けた者をいいます。

2. 借入条件

（1）資金の使途

- ・ 計画の達成に必要な運転資金一般（既往負債の借換えは含まない。）
（短期運転資金の例）
 - ・ 種苗代、肥料代、飼料代、雇用労賃等の直接的現金経費
 - ・ 肉用素畜、中小家畜等の購入費
 - ・ 営農用施設・機械の修繕費
 - ・ 地代（賃借料）、営農用施設・機械のリース・レンタル料
 - ・ 市場開拓費、販売促進費 等

（2）借入条件等

①借入方式等

- （ア）極度借入方式（当座貸越又は手形貸付により極度額の範囲内で随時借入、随時返済）
又は証書貸付
- （イ）利用期間は、原則として計画期間
- （ウ）極度額等については、原則として毎年見直し

②極度額等の上限

認定農業者：個人500万円、法人2千万円
（畜産・施設園芸については、それぞれ4倍）

③借入金利

変動金利制：（最新の金利については取扱融資機関にお問い合わせ下さい。）
（当座貸越方式をとる場合は、0.5%の範囲内で上乗せとなります。）

3. 取扱融資機関

農協、銀行、信用金庫、信用組合

4. 利用方法

借入希望者は、最寄りの窓口機関（農協・銀行等）に必要書類（※）を提出

（最寄りの窓口機関がご不明の場合は、都道府県の農業制度資金担当課又は普及指導センターに照会して下さい。）

※ 必要書類については、最寄りの窓口機関にお問い合わせ下さい。

5. 問い合わせ先

最寄りの農協、信用農協連合会、各市町村、普及指導センターなど